

県産材新流通システム構築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、素材需要の情勢変化に対応しつつ、県内の素材生産量の増大と持続可能な林業経営の実現に寄与する、原木の需給調整と合理化に向けた素材流通システムの構築に要する経費について、当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において県産材新流通システム構築事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 本補助金の交付対象となる事業内容、採択基準、事業実施主体並びに補助率等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は別に定める日とする。

2 前項の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画書（事前に提出し、承認されている場合を除く。）
- (2) 事業の内容及び経費の配分（別紙1）
- (3) 収支予算書（別紙2）
- (4) 宮城県の県税納税証明書（発行後3か月以内で、県税に未納がないことを証明するもの）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第8号による）
- (6) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象事業の内容の変更又は交付対象事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げるものに該当するときは、この限りでない。
 - イ 補助目的に変更をもたらすものではない軽微な変更
 - ロ 補助金額の30%以内の減
- (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 交付決定後に新たに国庫補助金の対象となることが明らかになった際には、交付額変更を行う場合がある。

- (5) (1)によるもののほか、別記様式第2号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。

(事業着手報告)

第5 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第4号による事業着手報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、その提出期限は別に定める日とする。

2 事業実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容及び経費の配分(別紙1)
- (2) 収支精算書(別紙3)
- (3) 事業実績書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第3第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした事業実施主体は、第7第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第9 この要綱による提出する書類は2部とし、地域を所管する地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長を経由するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 素材新流通システム構築事業補助金交付要綱(令和2年4月1日施行)は、廃止する。